

《夢が丘小学校 P T Aのしおり》（内規）

夢が丘小学校 P T Aは、

保護者と教職員が協力し合い、児童の健全な育成を願う場として「夢が丘小学校 P T A 規約」に基づいた民主的な運営を行います。

原則として、保護者は児童の入学と同時に、教職員は年度初めに登録を行い、会員となります。

児童の転校および卒業時、教職員の異動に関しては、自動退会とします。会員である保護者あるいは教職員は、P T A を自主退会することが可能です。やむをえない事情により退会する場合、本部へ退会の意思を示し、所定の用紙を提出します。

P T A とは、Parent 《親・保護者》 Teacher 《教師》 Association 《連合・提携》の略称です。

組織は、

原則として各学年から3名ずつ選出した委員（各学年が2学級の場合）により「役員会」「学年委員会」を組織します。さらに、児童の校外生活に対して活動する「校外チーム」があり、各地区班から地区班長を選出します。より多くの会員に P T A 活動に参加していただけるよう、児童が在籍する間に、いずれかの役員・委員を担当することをお願いしています。

取り組みとその願いは、

児童数、家庭数は減少傾向にあり、さらに保護者の有職率も増え、P T A 活動を活発に行う機会は狭められつつあります。しかし価値観の多様化が進む社会の中で、子供達を取り巻く環境は良好とはいえ、むしろ問題は増えつつあるといえます。だからこそ、保護者と教職員と地域が子供達の健やかな成長と幸せを願う気持ちをひとつにして活動していく事が必要なのではないでしょうか。

P T A 活動の原点は、子供達の表情が生き生きと輝くような楽しい学校生活を提供できるよう教育環境を整えていくことです。会員としての声を反映させるためにも各種活動に参加され、会員同士のつながりを大切に育んで下さいますよう、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

P T A 規約は、

2002年度（平成14年度）、夢が丘小学校開校に伴い制定しました。

児童数・学級数、地域・行政の方針・社会情勢の変動等により、この規約が現状にそぐわなくなったときには見直しを行い、改正していくことが必要です。

《 P T A 会費 》

- ◆ P T A 活動は、P T A 会費を主とした収入により運営されます。
 - ◇ 会費は1家庭あたり、年額2,400円です。（200円/1か月）
 - ◇ 会費の納入は、年度始に一括して、学校給食と同じ金融機関の口座から引き落としをします。
 - ◇ 年度途中における転出入の場合は、在籍月数に応じ月割りで算出します。
 - ◇ 年度途中における退会の場合は、申し出により入会月数に応じ月割りで算出し、差額を返金します。

《 委員選出方法 》（運営委員（役員・学年委員・校外地区班長））

- ◆ 運営委員は原則として各学年から3名選出します。
 - ◇ 学年委員は各学年から1名ずつ選出します。
 - ◇ 各学年内で役員・学年委員を話し合い等により決定します。
- ◆ 校外地区班長は原則として各地区班の保護者の中から選出します。
- ◆ 原則として、前年度の学年委員（1年生は担任の先生）が中心となって選出します。
 - ◇ 選出方法の段階分けは、以下の通りです。
 - * 第一段階 ～ 立候補による選出。
 - * 第二段階 ～ 兄弟で過去3年間の運営委員経験者は除き、運営委員経験のない方の中から選出。
 - * 第三段階 ～ その児童での運営委員未経験者の中から選出。
 - ◇ クラス替えがない場合は、前年度末までに選出しても構いません。
- ◆ 別々のクラスから選出されても、同年度に運営委員の兼任はできません。

《 総 会 》

- ◆ P T A の最高議決機関です。「定期総会」は年度始に、「臨時総会」は必要に応じて開催します。
- ◆ 全会員が出席します。出席できない場合は委任状を提出します。

《委員総会》

- ◆総会に次ぐ議決機関です。原則として年2回開催します。
- ◆役員と全委員が出席します。
- ◆委員総会では、活動報告・会計監査報告、総会提出議案、その他の重要事項を協議します。

《運営委員会》

- ◆委員総会に次ぐ議決機関です。必要に応じた頻度で開催します。
- ◆役員、学年委員、校外チームと、特別委員会の各正副委員長が出席します。
 - ◇各委員会の正副委員長が欠席のときは、必ず他の委員が代理として出席します。
- ◆運営委員会では、次の内容を話し合い、承認をします。
 - ◇役員会・各委員会の活動報告と検討事項、活動予定
 - ◇PTAの予算や事業計画に関すること
 - ◇その他、PTAの運営に必要なこと

《役員会》

- ◆各学年の運営委員から原則として2名ずつ選出します。
(会長1名、副会長3名、書記4名、会計2名、校外担当2名)
 - ◇副会長3名のうち1名は、会計補佐となり、会計業務を行います。
 - ◇教職員会員から副会長(副校長)、書記1名、会計1名を選出します。
- ◆PTA運営の中心を担います。
 - ◇PTA活動における各会議の召集、運営、記録と会員への通知と報告を行います。
 - ◇PTA会員の入退会の手続きを行います。
 - ◇会費の管理および会計業務を行います。
 - ◇各委員会活動について把握し、協力します。
 - ◇学校との連絡調整・情報交換を行います。
- ◆他校・地域等との対外活動を行います。
- ◆学年委員に協力し、クラスの交流・親睦をはかります。
- ◆家庭教育学級を運営します。
- ◆広報活動を行います。
 - ◇PTA会報誌を年1回以上発行します。
 - ・内容、印刷、発行方法、発行回数についての規定はありません。
 - ◇他校のPTA広報誌を、掲示板等を利用して会員に伝えます。

《学年委員会》

- ◆各学年の会員の中心となって、交流・親睦をはかります。
 - ◇各学年と運営委員会をつなぐパイプ役をします。
 - ◇各学年への情報伝達をします。(保護者会等)
 - ◇各学年からの意見を収集・集約し、報告します。
- ◆次年度の運営委員を選出します。
 - ◇円滑に選出できるよう調整をはかります。

《校外チーム》

- ◆児童の健全な校外生活の保全のために、地域・校外の安全対策及び活動を把握し指導にあたります。
- ◆家庭数、児童数また地域性を考慮して地区班を構成します。
- ◆原則として各地区班から地区班長を選出します。
- ◆主な活動は以下のとおりです。内容は各地区班で異なります。
 - ◇パトロールおよび交通安全指導を行います。
 - ◇通学路・遊び場等、学区域における危険箇所の情報を把握し、対処します。
 - ◇各地区班の中心となり、交流・親睦を行います。
 - ◇「ピーポくんの家」協力者との連絡調整を行います。

- ◇ P T A と地域をつなぐパイプ役をします。

《特別委員会》

- ◆ 記念行事や組織の改編など、特別に取り組む必要があるときに、以下の手順で組織します。
 - ◇ 特別委員会設立の要請を運営委員会にて承認し、学年委員を通じて各学年集会ではかります。
 - ◇ 学年集会での内容を集約し、委員総会・運営委員会にて成立を承認します。
 - ◇ 第1回委員会までの手続きは、原則として、学年委員会を通じて、役員会が行います。
 - ◇ 特別委員は、その委員会の成立時に議決された選出方法で行います。
 - ◇ 委員経験とするか否かは、その特別委員会ごとに決定することとします。

《P T A 保険》

- ◆ 各種 P T A 活動を通じての会員の事故や器物破損に対して保障をするため、年間を通じて P T A 保障保険に加入しています。契約内容は年度始に配布します。 (窓口：役員会)

《P T A 顧問》

- ◆ 役員会の要望に応じ原則として前年度運営委員会より1名以上選出します。
- ◆ 役員・委員の続投による充足でも可。
- ◆ 役員会、運営委員会への出席及び意見を述べることができます。
- ◆ 前年度から引継ぎ、円滑に行えるようサポートします。

《P T A サークル》

- ◆ 会員の交流・親睦を目的としたサークル活動を行います。 (窓口：役員会)
 - ◇ インドアスポーツサークル
 - ・ビーチボールバレー・バドミントンを中心に、体育館で行うスポーツを行います。
 - ◇ その他のサークル (バレーボール、卓球、バドミントン等)